

# 岐阜県公報

号外 (一) 令和二年十月二十一日

目 次  
告 示

指定代理納付者の指定

(関ヶ原古戦場整備推進課)

ページ

岐阜県告示第四百二十四号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百三十二条の二第六項の規定により指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）第三十七条の三の規定により告示する。

令和二年十月二十一日

岐阜県知事 古 田 筆

指定代理納付者の名称及び住所	指定代理納付者に納付させる歳入
株式会社十六カード 岐阜市神田町七丁目一二番地	岐阜関ヶ原古戦場記念館 の入館料
令和二年十月二十一日から 令和三年三月二十一日まで	指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和二年十月二十一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社